

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科研究部門長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 38号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成29. 3.16 28規則52
令和 4. 3.17 3規則41 令和 4. 5.26 4規則3

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の7の規定に基づき、理工学研究科研究部の各研究部門に研究部門長を置く。

(職務)

第2条 研究部門長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該研究部門の運営に関する事項を処理する。

(選考等)

第3条 研究部門長（イノベーション人材育成部門長を除く。以下同じ。）は、当該研究部門に所属する教授の中から、当該研究部門に所属する専任教員による選挙等により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

2 イノベーション人材育成部門長は、理工学研究科教育部長をもって充てる。

(任期)

第4条 研究部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究部門長に欠員が生じた場合の補欠の研究部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.16 28規則52）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則（令和 4. 5.26 4規則3）

この規程は、令和 4年5月26日から施行する。